

宅地建物取引士登録移転申請について

● 兵庫県から他府県に登録移転を行う場合

1 事前確認について

- 登録移転を行う場合は移転しようとしている都道府県に所在する宅建業者の事務所に従事している(しようとしている)ことが条件です。(単に住所が変わっただけでは申請できません)
- 兵庫県登録の宅地建物取引士の方は、他の都道府県で法定講習を受講することも可能です。(その場合、登録移転を行わなくても、宅地建物取引士証の更新が可能です。)

受講を希望する都道府県庁の宅建業所管課へ連絡し、兵庫県登録の宅地建物取引士の法定講習受講を受け入れているか確認して下さい。受け入れている場合は、希望地の法定講習機関を確認し必要に応じて受講の予約を入れた上で、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会取引士講習センター(電話 078-361-2051)に電話をし、県外で受講する旨を伝え手続きを行って下さい。宅地建物取引士証は、法定講習受講後に兵庫県が発行します。宅地建物取引士証交付費用は全国共通です。

2 登録変更申請について

- 宅地建物取引士登録内容(氏名、本籍、住所、勤務先)の変更がある場合は、移転前もしくは移転申請と同時に変更登録の申請を行って下さい。(詳細は「宅地建物取引士変更登録申請」の「手続き案内」をご参照下さい)

3 登録移転申請について

- 申請前に必ず移転先の都道府県で登録移転の電子申請ができるか確認してください。
- 登録移転の申請書等は、**移転先の都道府県に確認後、兵庫県に提出して下さい。(移転先基準)**

(一般的な提出書類は表のとおり)

提出書類	提出部数	備考
カラー写真(縦3cm×横2.4cm)	2枚	・申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景
登録移転手数料	8,000円	・納付方法は移転先の都道府県にご確認ください。
移転先の都道府県にて宅建業に従事している事の証する書面	1部	・移転先の都道府県の基準による

※ 都道府県によって基準が異なる場合がありますので、必ず移転先の都道府県にお問い合わせください。

4 宅地建物取引士証交付申請について

- 現在、宅地建物取引士証の交付を受け、引き続き交付を希望する場合に、宅地建物取引士証の交付申請(**移転先基準**)を登録移転申請と同時に行うかどうか移転先の都道府県にご確認ください。(有効期限満了まで3ヶ月程度ある場合)。

提出書類	提出部数	備考
カラー写真(縦3cm×横2.4cm)	2枚	・申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景
取引士証交付手数料	4,500円	・納付方法は移転先の都道府県にご確認ください。

※ 都道府県によって基準が異なる場合がありますので、必ず移転先の都道府県にお問い合わせ下さい。

● 他府県から兵庫県に登録移転を行う場合

1 事前確認について

- 登録移転を行う場合は、兵庫県に所在する宅建業者の事務所に従事している(しようとしている)ことが条件です。
(単に住所が変わっただけでは申請できません)

2 登録変更申請について

- 宅地建物取引士登録内容(氏名、本籍、住所、勤務先)の変更がある場合は、移転前もしくは移転申請と同時に現在登録している都道府県に変更登録の申請を行って下さい。(詳細は現在登録している都道府県にお問い合わせ下さい)

3 登録移転申請について

- 申請前に必ず移転元の都道府県で登録移転の電子申請ができるか確認してください。
- 登録移転の申請書等は、**本県に確認後、現在登録している都道府県へ提出して下さい。**

提出書類	提出部数	備 考
カラー写真(縦横比 1.25:1)	1枚	・ 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景
登録移転手数料	8,000 円	・ 兵庫県電子納付サービスを利用して納付してください。
兵庫県内にて宅建業に従事している事の証する書面	1部	・ 在籍証明書、就労証明書(勤務地明示)等と別途、従業者証明書の写し ・ 必要項目は、被証明者の特定(氏名、生年月日、宅地建物取引士登録番号等)、在籍事務所(事務所名、所在地等※国土交通大臣免許業者の場合は必須)、証明年月日、代表者名及び代表者印(特に法人の場合は代表者印以外は不可) ・ これから開業しようとしている場合は、開業誓約書 登録移転予定の宅建士が、兵庫県内において新たに宅建業免許を取得しようとする業者の代表者の場合は、免許申請書第1面(受付印のあるもの)の写しも併せて添付
顔写真付き本人確認書類の写し	1 部	・ 添付欄(d)に顔写真付き本人確認書類を添付してください。(本人確認書類) 運転免許証、マイナンバー(表面のみ)、宅地建物取引士証等

開業誓約書の記載事項：宅建士氏名、宅建士登録番号、生年月日、開業予定日、開業する予定の主たる事務所の所在地、商号又は名称、
(様式任意) 代表者氏名(印あり)、予定日に宅建業を開業することを誓約する一文、誓約日

4 宅地建物取引士証交付申請について

- 現在、宅地建物取引士証の交付を受け、引き続き交付を希望する場合は、宅地建物取引士証の交付申請を**移転申請完了後に**兵庫県へ申請してください。(有効期限満了まで3ヶ月程度ある場合)。

提出書類	提出部数	備 考
カラー写真(縦横比 1.25:1)	1枚	・ 申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景
取引士証交付手数料	4,500 円	・ 兵庫県電子納付サービスを利用して納付してください。

【注意事項】

- 宅地建物取引士登録移転には、約1か月かかります。(申請が差戻され、申請者本人の補正にかかる時間を除く)

- 2 登録移転申請と宅地建物取引士証交付申請を同時に行うことはできません。取引士証交付にも申請から交付まで3週間～4週間かかりますので、ご注意ください。
- 3 登録完了後、審査結果通知メールがとどきます。その後、申請時記載住所へ「登録通知ハガキ」をお送りします。「登録通知ハガキ」には、取引士証交付申請に必要な登録番号が記載されていますので、大事に保管してください。
また、登録通知ハガキは、申請時記載住所へお送りします。郵便物転送サービスを利用している場合でも転送されませんので、申請時から住所が変わった場合は、申請先へご連絡ください。
- 4 カラー写真について、ポラロイド写真、不鮮明なもの、画像を加工したもの、写真内に反射が入っているもの等は受付できません。規定に合わない写真がアップロードされている場合、申請を差戻しますので、再撮影等、修正のうえ再提出ください。
- 5 本人確認書類について、顔写真付きの本人確認書類を添付してください。
(本人確認書類)
運転免許証、マイナンバー(表面のみ)、パスポート、従業者証明書など
- 6 電子申請前に申請手数料の納付を先にお済ませください。手数料の納付には、電子申請システム(eMLIT)とは別の兵庫県が導入している「兵庫県電子納付サービス」を利用して納付してください。電子納付方法等は兵庫県会計課へお問合せください。
- 7 電子納付後、備考欄に「電子納付番号」を記載してください。記載がない場合は、差戻しますので、備考欄に記載して再提出してください。差戻後、再提出されない場合、審査に時間がかかり、登録まで時間がかかりますので、ご注意ください。
- 8 電子申請後、適宜 eMLIT 上で審査状況をご確認ください。申請内容に不備があった場合、「修正」や「差戻」の通知が eMLIT 上に届きます。補正や再提出されない限り、申請手続は保留されます。